

平成25年度 第6回村上市市民憲章等審議会 会議録

1. 開催日時 平成25年11月5日（火）15:00～16:50
2. 開催場所 村上市役所 5階 第5会議室
3. 出席委員 五十嵐誠、磯部孝行、川内真由子、吉川準一、鈴木いづみ、高橋衣里子、高橋健也、船山一広、本間てるみ、稲垣晴一、斎藤俊則、鈴木源左衛門、圓山文堯
4. 欠席委員 板垣 真
5. 出席職員
(事務局) 政策推進課；渡邊課長、竹内課長補佐、田中副参事、
渡辺主査、渡邊主査、中村主事
6. 傍聴者 なし
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

第6回村上市市民憲章等審議会

と き 平成25年11月5日(火) 15:00～
ところ 村上市役所 5階第5会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

(1) 村上市民憲章答申文について

(2) 普及啓発事業について

(3) (仮称) 村上市まちづくり基本条例について

4. その他

5. 閉 会

会 議 経 過

1. 開会(15:00)

事務局； それでは、ただいまから第6回村上市市民憲章等審議会を開催いたします。

春から審議を重ねてきまして、6回目になりました。起草部会の皆さん方の頑張りもあり、ようやく前回の審議会で答申案ができたところですが、今日は最後の最後で細かい部分の審議をしていただいた後に、最終的な答申文を決定させていただきたいと思います。合わせて市長への答申を15時45分に行わせていただきたいと思います。

また、普及啓発活動、(仮称)村上市まちづくり基本条例についてもご審議いただきたいと思います。

本日欠席の連絡を板垣委員からいただいております。それでは会長よりご挨拶をお願いいたします。

2. 挨拶

会 長； 平日のお忙しい中、お集まりいただき本当にありがとうございます。本日6回目でもようやく答申にこぎつけ、今日は市民憲章案のレイアウトや答申文の細かいところを審議してもらいます。その後、答申という流れになりますのでよろしくをお願いします。

さっそく最初の議題ということで、事務局から説明をお願いします。

3. 議事

(1) 村上市市民憲章答申文について

事務局； まずは資料の確認をさせていただきます。

市民憲章が定められますと例規に載ることになりますが、例規の担当と話をしている中で、補足資料のとおり指摘がありました。「、」や「。」の句読点を入れるか入れないかということです。他の市町村の憲章文を見てみると句読点を入れるのであれば全て入れる。入れないのであれば全て入れないとはっきりしているところが多く見られました。そこで、ほかの事例と比較したときに、スタイル的にはいろいろありますが、句読点を取るとして統一し、代わりにスペースに置き換えた方がスッキリして良いのではないかと思います、資料のように事務局案として提案します。

会 長； 今ほど事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。

委 員； かえって無い方がすっきりしていて、良いと思います。

委 員； 縦の表記がありますが、スペースの下げはしないのですか。

事務局； 下げ忘れました。申し訳ありません。

会 長； 「明日」の読み仮名はどうなりますか。

事務局； 「明日」は「あした」とも「あす」とも読めます。事務局案としては言い回しがしやすい「あした」としました。これについては、人の感覚もあり、皆さんの一致したご意見をいただきたいのですがいかがでしょうか。

- 会 長； 皆さん、いかがでしょうか。
- 委 員； 「あす」にすると何か不都合がありますか。
- 会 長； 子どもが唱和することを考えると「あした」の方が言いやすいのではないのでしょうか。
- 委 員； 文章で掲示する場合、ルビは振るのですか。
- 事 務 局； ルビについても相談したいと思います。今回はルビを振ってみました。
魚沼市のように、例規上は横一線になっているが、ホームページや掲示物には出だしの1文字を下げている。アレンジは可能だと考えます。
例規上はルビを入れた方が読む際に「あした」と言ったり「あす」と言ったりしなくていいと思います。
- 会 長； いかがでしょうか。事務局案で答申していいのでしょうか。
- 一 同； 異議なし。
- 事 務 局； それでは、答申文について、資料1-1のとおり字句の修正をしました。
- 会 長； 事前に配られた内容のとおりなので、これ以外で何かありますか。
無いようであれば、これで良いのでしょうか。
- 一 同； 異議なし。
- 会 長； それではこの答申文で答申します。
- 事 務 局； 資料1-1の別紙2の「啓示」は「掲示」に修正します。また、「主な拠点施設」の「拠点」を取ります。
- 委 員； それぞれ文末に「。」を付けなくてはいけないのではないですか。
- 事 務 局； 「。」があるので、付けます。
- 事 務 局； ～答申文読み合わせ確認～
- 委 員； 命令口調でいいのでしょうか。
- 会 長； 「…して下さるようお願いいたします」とすると丁寧すぎるのではないのでしょうか。
- 事 務 局； 「…してください」の形なので命令ではなくお願いになると思います。
- 事 務 局； 一つ気になった点があります。「合併前旧市町村」ではなく「旧市町村」でいいのではないですか。
- 会 長； 「合併前市町村」として「旧」を取ります。
この修正をして、答申することとしてよろしいのでしょうか。
- 一 同； 異議なし。

(2) 普及啓発事業について

- 事 務 局； 【資料2の説明】
- 会 長； 今ほど事務局から説明がありましたが、今まで審議会で話してきた普及啓発活動の案を具体的な案として事務局が上手にまとめてくれました。新しい案など、皆さんの方から何かありますか。今まで話したことがほぼ網羅されていると思います。
- 会 長； この資料は答申文に付くのですか。
- 事 務 局； 付きません。ただ、答申文に記載された内容に関し、どんなものを考えてい

るのですかと問われたときに、具体的なアイデアがないようであると困るので、こういうものを考えていますと言えるように作成しました。

事務局； また、市民憲章を制定すると、これまでの合併前市町村民憲章の記念碑などは、どうするかという話になるので、地域の憲章としてそこに込められた理念をそのまま引き継いでくださいということで説明したいと思います。

会長； これでよろしいでしょうか。

一同； 異議なし。

【休憩】

【市長入室】

【答 申】

事務局； ただいまより、村上市市民憲章等審議会より、5月から審議を重ねてきた村上市市民憲章（案）を市長に答申いたします。

会長； 私たちは5月から、特に素案を作っていたいただいた起草部会では会議の度に時間を延長して、遅くまで審議を重ねてきました。皆さん、想いがたくさんあり、想いが空回りしたり、行き詰まったりということを繰り返しながら、手探りで形を作りあげました。最終的に私たち全員が満足いく形で答申できることになりましたので、これから答申文を読み上げさせていただきます。

答申文を読み上げ、市長に渡す
市民憲章イメージビデオの上映（約5分）
市民憲章（案）の唱和
市長からの挨拶

市長； 大変ご苦労さまでございます。DVDを鑑賞させていただき、そして皆さんの唱和をお聞きしました。これぞ村上。黙っていても村上だと分かる、村上らしさ、地域性、人間性がすべて包括された素晴らしい市民憲章（案）ができあがりましたことに対しまして、心から厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。皆さんは時間を惜しまず、夜遅くまで議論を重ねこの市民憲章（案）に至ったと聞いております。このあと仮称ではございますが、村上市まちづくり基本条例案の制定にも関わっていただくということでございますので、よろしく願いをいたします。私たちは、私たち村上市は、この市民憲章の下に未来永劫、永遠にこの村上市を築いていかなければならない、そのような気持ちを新たにいたしましたところでございます。心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

事務局； どうもありがとうございました。これを持ちまして村上市市民憲章（案）の答申を終了とさせていただきます。

【市長退室】

(3) (仮称) 村上市まちづくり基本条例について

会 長； それでは会議の方を再開させていただきたいと思います。まちづくり基本条例について事務局の方から説明をお願いします。

事 務 局； まちづくり基本条例についてですが、資料3をご覧ください。

まちづくり基本条例については他市町村のものを見ると、何十条にも及ぶものもあります。どこに力点を置くかという部分でそれぞれの市町村の独自性が出るものもあります。一つ言わせていただくと、まちづくり基本条例が必要だという論議と無くても特段問題は無いという論議の二つの論点があるのも事実です。

先般、まちづくり基本条例を作るにあたって市役所内部に検討委員会を設置し、下準備をしまして土台を作ってから皆さんに見ていただくということをお話しました。第1回作業部会を開かせてもらったときに、他の市町村のものを研究しましたが、何に一番重点を置くかというところがその会議では見えてきませんでした。しかしながら、市は現在、市民協働のまちづくりに力を入れております。各地域では、それぞれまちづくり協議会が立ち上がり、さまざまな事業も始まっています。まだできたばかりのため、イベントの開催で留まっているところもありますが、大勢の方から参画いただいて、自分たちのまちをどうしていくかを真剣に論議していただいています。

現在、まちづくり協議会を核としたときに、村上市の行政とどのように接点を設けていけば良いかが条例で整備されておられません。そこで、このあたりのことを一番の力点に置いたらどうかと考えています。

実際にどういう中身かというところで資料3の説明をさせていただきます。

【資料3の説明】

まちづくり基本条例は進化する条例と言われています。時代によって市民の関わり方が違いますし、10年前を考えてみると、インターネットは一部の限られた人だけでしたが、今では市報に並ぶ、もしくは上回るほどインターネットのホームページは重要です。今後、どのような広報の仕方があるのか、市民が参画する方法が別のチャンネルから出てくる可能性もあります。これから、どんどんチャンネルを増やしていくことや、時代に合わなくなったものは直していく必要があります。そうしたところは、見直しをきちんとしてくださいという内容を入れていくことを考えていました。このほかにも盛り込めば盛り込むほど深い条例になると思いますが、基本的には市民が見てわかる条例、自分たちのことを言っているのだなと思っていただける条例にすると、身近であって、まちづくりに直接的に触れるような条例になるのではないかと考えています。

具体的な条例を条文の形にしたものがないため、今後、条文にして皆さんにお示ししたいと思います。その際に市民憲章の中で触れられなかった個別の名称、例えば「鮭」などがありますが、自治基本条例やまちづくり基本条例については前文についても大きく捉えることができるため、皆さんの方でこの名称は入れて欲しいというものがあれば、盛り込める範囲内で入れていきたいと考えております。

基本的には15条程度で、皆さんにとってわかりやすい条例を目指して作り上げたいと思います。これを基本として、さらに検討を重ねていきたいと思いません。よろしくお願いいたします。

会 長； これについての各委員の意見は、今伺った限りでいいのでしょうか。

事務局； 伺いたいことは、まちづくりのために市民が関わることがほかにはないだろうかということです。事務局としては、市政への提言や市政提案制度、パブリックコメント、審議会への市民参加などが考えられますが、市民の方から見ると、どのような形で市政に参加する方法が良いのかを考えていました。

皆さんから意見があれば積極的に取り入れていきたいと思いません。

会 長； 今ほど、事務局の方から第三者の市政参画の推進方法についてパブリックコメントや市政提案制度があるとのことでしたが、市民が市政に参画する具体的な事例で思いつくものがあれば、皆さんからお聞きしたいと思いません。いかがでしょうか。

私自身もまちづくり運営委員をやっています。自分のところの地区で今度こんなことやろう、あんなことやろうということが、まちづくりの一環みたいな感じがするが、これを見ると、それだけではなく市政にもっともっと参加してという感じがします。

事務局； すぐにではなく、後でもかまいませんので、こういうことも今後考えていったらどうかということをお聞かせいただきたいと思いません。

パブリックコメントや市政提案制度、審議会での市民参加などはもう現在やっていることであります。大きく何か新しいものを作るとなると例規的な事務等が必要ですので、なかなかそのようにはいかないのかもしれませんが、もっと簡単なレベルで参画できるということはこういうことだということが分かれば、その思いを取り込めないかと考えています。

事務局； 条文がまだご提示できないので、イメージが湧かないため、分かりにくいと思いません。ただ、全国どこも大体同じになるようです。

市民憲章の方が時間がかかりましたので、全体スケジュールが遅れ気味です。冬場の夜間にお集まりいただくのは大変困難になってくると思いませんので、電子メールなどでの意見交換を生かしながら、皆さんからの意見をいただくようにしたいと思いません。

会 長； 今までの地域行事を同じようにやっている部分もあります。これではだめだと思、岩船では「まちカフェ」というものを開催したところ。もっと新しいものやっつけていかなければならないし、今までやってきたものはどんどんまちの人自身がやるように仕向けていかなければならないと思いません。

委 員； 荒川地区は南の玄関口。人口も減っている中、ワークショップをしたりしながらまちを元気にする方法を考えている。若い人の中からは、「ねるとん（婚活事業）」を開催する案も出ている。

委 員； 協議会の委員じゃないとわからない部分があります。私は、地区の人がどんなことをしているのかがわからない。この資料にはまちづくりの手法として、担い手の育成とありますが、これは誰がするのでしょうか。

委員； 私は平林に在住しています。中心メンバーに位置している人しかわからないのではないかと思います。その一つとして、広報のやり方が不足している。今まで私たちがやってきたことをどうやってつないでいくか。しつこいほど引き込むことも必要だと思っています。

会長； 皆さんの意見を聞きながら、自分自身のこととして、捉えられる条例にするべきではないかと思いました。私ではないと思っていると条例があるばかりとなってしまう。

副会長； 各地域によって現状が違うのだなと感じました。山居町には1,200人の住人がいます。まちづくり協議会ができる前から青年部がまちを引っ張ってきてくれました。さまざまな行事や施設管理などにいろんな団体が参画しています。町内の予算で楽しいことをしたいのであれば、義務を果たすのは当然なこととして考えています。私自身は町内活動でも充実した活動ができていますと思っていますが、このようにさまざまな地区がある中、一つの同じ条例でいろいろな地区を網羅できるのだろうかという不安もあります。簡単な言葉で片付けてしまうと「誰がするのか」というところがぼやけてしまいます。

事務局； 副会長のご意見のとおり、市の各地でさまざまな取り組みをやっています。昨年からの論議を始める際にも、各地域でやろうとしているものを、まちづくりの在り方として規定するのはおかしいという意見がありました。しかし、それぞれの地域でやっていることに対してこうなさい、あれをなさいと言うものではなく、市全体としてこういう方向性でまちづくりをしていくんだというものを明文化しようとするのは必要だと考えています。押し付けではなく、市と市民が目標とし、すべきこととして示していくことは大切です。したがって、条例はソフトなもの、一般論的な表現となってしまうかもしれませんが、やむを得ないと考えています。決して、各地区でやろうとしていることに対する最高位条例をつくるようなものではなく、市民の目線を入れたものとして整理すべきという結論に至りました。

会長； 今ほどの条例の件は、また資料を見せていただきながら次回に議論していきたいと思っています。

4. その他

事務局； 資料4、5は市民憲章の解説文を送らせていただきました。もし、何かご意見があればご連絡ください。

事務局； 今後の予定ですが、市長の日程により答申が今日に延びてしまいました。審議会開催は7回の予定でしたが、まちづくり条例の進捗具合でもう1回増えるかもしれません。そのあたりは会長、副会長と相談させてもらいながら進めていきたいと思っておりますので、皆様のご了承をお願いします。

会長； 無理の無いようにもう1回程度お願いしたいということですので、よろしくをお願いします。

それでは、無事答申を済ませることができました。ありがとうございました。今後はまちづくり条例でご協力をお願いします。本日は大変ありがとうございました。

ました。

5. 閉会 (16:50)

第6回村上市市民憲章等審議会



市長への答申に向けて、市民憲章文の詳細な部分と、答申文の内容などを審議しました。



市長への答申の様子です。

審議会の五十嵐会長より、委員それぞれに想いがある中、行き詰まったり、熱い論議を交わしたりしながら、委員全員の想いがようやく一つにまとまってたどり着いた市民憲章(案)であることが市長に伝えられました。



最後に、この半年間にわたって討論を重ねてきた中、ようやく形となった市民憲章(案)を委員全員で唱和を行いました。